- 一 被告は、原告Aに対し金二三一七円、同Bに対し金一七〇四円、同Cに対し金四三三七円、同Dに対し金四七〇八円及び同Eに対し金三八三一円並びにこれらに対しいずれも昭和四六年一一月七日から支払済みに至るまで年五分の割合による金員を支払え。
- 二 原告らのその余の請求を棄却する。
- 三 訴訟費用はこれを一〇分し、その一を原告らの負担とし、その余を被告の負担 とする。
- 四 この判決は第一項に限り、仮に執行することができる。

事 実

第一 当事者の求めた裁判

- ー 請求の趣旨
- 1 被告は、原告Aに対し金五万二三一六円、同Bに対し金五万二九〇二円、同Cに対し金五万七二七八円、同Dに対し金五万七九七六円、同Eに対し金五万六四五〇円及び右各金員に対する昭和四六年一一月七日から支払済みに至るまで年五分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 第一項につき仮執行の宣言。
- 二 請求の趣旨に対する答弁
- 1 原告らの請求はいずれもこれを棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。
- 第二 当事者の主張
- 一 請求原因
- 1 原告らは、いずれも被告県の職員として雇用された地方公務員法(以下地公法という。)の適用を受けるいわゆる一般職の地方公務員であり、昭和四四年一一月 当時、別紙(一)所属部署欄記載の各部署に勤務していた。
- 2 (給与等請求)
- (一) 原告らは、被告に対し、別紙(一)年次休暇の届出日時欄記載の日に、所定の手続に従い同指定休暇日欄記載のとおり休暇日時を特定して、年次有給休暇権(以下年休権という)を行使したところ、原告らの任命権者(被告代表者県知事F)の委任を受けた各所属長は、いずれもこれを承認したので、右指定休暇日に原告らは就労しなかつた。
- (三) しかしながら、右の年次休暇承認の取消にもとづく欠勤扱い並びに給料及び勤勉手当の減額支給は、労働基準法(以下労基法という。)三九条に違反するものであるから、原告らは被告に対し、減額分の給与等支払請求権を有する。 3 (慰藉料請求)
- (一) 被告県の職員団体である自治労徳島県職員労働組合(以下県職組という)は、昭和四四年度人事院勧告の完全実施を要求する全国統一行動の一環として、県庁(以下出先機関と対比させて本庁ということもある。)中庭において昭和四四年一一月一三日午前八時三〇分から一時間の職場集会を計画実施した(以下県庁でのこの争議行為を一一・一三ストという。)が、原告らは県職組の中心的幹部として右集会を成功させるため前記年次休暇を利用して右集会に参加した。県知事は、年

次休暇を争議行為に利用することは許されないとして、本件休暇日のうち午前八時三〇分から午前九時一〇分までの部分につき承認の取消及び給与等減額の措置をと つたが、これらの措置は労基法三九条に反する違法なものであり、県知事は右違法 を知り又は過失によつてこれを知らずに、右の各措置をとつたものである。しかし て県知事は、地方公共団体の公権力の行使に当る公務員であり、右の各措置はその 職務を行うについてなした違法行為であるから、国家賠償法一条一項により原告ら が被つた損害を賠償すべき義務がある。

- 原告らは、右違法行為によつて、単に給料及び勤勉手当が減額されたにと、 、勤務成績評価の上で無断欠勤扱いにより将来いかなる不利益要素として 扱われるかもわからないという不安感を覚えたが、それのみならず、原告らが県職 組の幹部として一般組合員に年休権を行使しての組合活動への参加を働きかけても 容易に応じないという事態を生じ、これらによつて原告らが被つた精神的苦痛は金 銭に評価して各原告につきそれぞれ金五万円を下らない。
- 4 よつて、原告らは、被告に対し、給与等請求権にもとづき別紙(一)給与カツ ト額欄記載の減額された給料及び勤勉手当の支払及び国家賠償法一条一項による損 害賠償請求権にもとづき各原告に対しそれぞれ慰藉料金五万円の支払並びに右各金 員に対する弁済期後である昭和四六年――月七日から支払済みに至るまで民事法定 利率年五分の割合による金員の支払を求める。
- 請求原因に対する答弁
- 1項の事実は認める。 1
- 2項(一)の事実は認める。ただし各所属長の承認は、争議行為に参加 2 (-)
- 2 (一) 2頃(一) の事人は配める。たたしていたした。 したときは承認を取消すとの留保を付した承認である。 (二) 同項(二)の事実中、勤勉手当の減額があつたとの点を否認し、 事実は認める。勤勉手当は職員の勤務成績に応じて各人ごとに支給額が決定されるものであり、支給額の決定は任命権者の裁量行為であるところ、原告らに対する昭和四四年一二月五日支給の勤勉手当の金額は、原告らに同日支給された金額のとお り支給決定されているものであるから、何ら減額または控除はなされていない。 同項(三)は争う。
- 3 3項の事実中、県職組が原告ら主張の日時に職場集会を計画実施し、原告らがこれに参加したこと及び県知事が原告らの集会参加を理由に休暇承認の取消及び給料の減額の措置をとつたことは認めるが、その余は否認する。右各措置は後記のと料の減額の措置をとつたことは認めるが、その余は否認する。右各措置は後記のと おり年次休暇の性格及び給与条例に照らし正当な行為であるのみならず、次の理由 からも国家賠償法に基づく原告らの請求は、不適法ないし失当である。すなわち
- 休暇承認の取消並びに給与等減額支給の措置は、原告らと被告との間の内 部的な勤務関係の問題であるから、被告県が行政の主体として行政の相手方たる住民との間で問題となる「公権力の行使」に該らない。
- 仮に給料減額行為及び勤勉手当の決定行為が公権力の行使であるとすれ (二) 仮に給料減額行為及ひ勤勉手当の決定行為かる権力の可及であるこうは ば、その行為は地公法四九条に規定する「処分」に該当するから、原告らは同条の 規定により人事委員会に対し不利益処分に関する不服申立をすべきである。ところ 規定により人事委員会に対し不利益処分に関する不服申立をすべきである。ところ で、右不服申立ては審審前置主義をとつており(同法五一条の二)、かつ六〇日の不服申立の期間が定められているところ(同法四九条の三)、本件では右期間内に 不服申立ての手続がとられていないから、不適法な訴といわねばならない。
- また、右の各措置が公権力の行使とすれば、その公権力を行使した県知事 (三) を被告とすべきであつて、徳島県を被告とした本訴は相手方当事者を誤つた不適法 な訴といわねばならない。
- 三 抗弁(本件年次休暇の取消及び給与等支給額の正当性)
- 本件年次休暇の承認からその取消に至る経緯
- (本件年次休暇の承認の経緯)

県職組は、昭和四四年度の公務員給与に関する人事院勧告の完全実施を要求する 自治労全国統一行動の一環として、県庁中庭において昭和四四年一一月一三日始業時間である午前八時三〇分から一時間にわたる職場集会を開くことを計画し、原告らは右集会に参加するため、あらかじめその各所属長に対し同日の年次休暇を請求した。原告らの各所属長は、かねて争議行為のために年次休暇を請求しても承認した。原告もの各所属長は、かねて争議行為のために年次休暇を請求しても承認した。 ないことを明らかにしていたが、原告らの休暇利用目的が事前に明確になし得なか つたので、右職場集会に参加したときは事後に承認を取消すことを明示してこれを 承認した。

 $(\underline{-})$ (原告らの本件年次休暇の利用とそれによる業務阻害) 県庁職員は、通常、午前七時三〇分ごろから登庁しはじめるが、原告らは、当

(三) (本件年次休暇の利用目的は争議行為参加のためであることについて) 原告らは前記のように本庁及び原告ら所属各部署の事業の正常な運営を妨げ、または妨げるおそれのあつたーー・ー三ストに参加するために本件年次休暇の請求をなしたものである。またーー・ー三ストの目的たる人事院勧告の完全実施要求は被告県に向けられたものであり、要求の貫徹を主張する組合は県を単位とする県職組であつて、県職組は被告県に対する要求の貫徹のため、被告県の業務の阻害を企図したもので、原告らはその要求行動に参加するために本件年次休暇の請求をなしたものであるから、その利用目的は争議行為参加のためであることは明らかである。(四) (本件年次休暇の取消)

原告らの各所属長の本件年次休暇の承認は、前記のようにこれを利用して争議行為に参加したときは、事後に承認を取消すことを明示してなしたものであり、さらに後記の如く年次休暇を争議行為に利用する目的で請求することは年次休暇の性格から許されないから、被告は各所属長に指示して原告らが一一・一三ストに参加していることが判明したころ、すなわち原告Cを除くその余の原告については昭和四四年一一月一三日ごろ、原告Cについては同日より二、三日の間に右承認を取消させ、右争議参加部分について年休権がそもそも成立していないことを確認したものである。

- 2 年次休暇の性格と本件年次休暇認取消しの正当性
- (一) (被告県の職員の年次休暇は任命権者の承認が必要であることについて) 地方公務員である被告県の職員の年次休暇は、条例及び規則の定めるところに従い任命権者の承認を得てはじめてその付与の効力を生ずるものである。
- (1) 「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」(昭和四〇年徳島県条例第二〇号以下休暇条例と略称する。)六条二項四項、八条、「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」(昭和四〇年徳島県人事委員会規則七一一。以下休暇規則と略称する。)四条一項別表第一、五条一項によれば、被告県の職員が年次休暇を受けようとするときは、あらかじめ任命権者の承認を得なければならないことを定めている。

(オ)第一四二〇号事件。以下三・二判決という。)はいずれも年次休暇に使用者の承認は必要でない旨判示しているが、右はいずれも公共企業体等労働関係法の適用を受ける現業公務員に関する事案であるから、一般職の地方公務員である原告らにはそのまま妥当しない。

- (二) (年次休暇を争議行為に利用することは許されないことについて)
- 年次休暇を争議行為に利用することは許されず、この場合仮に事前の承認があつても事後これを取消すことができる。なお、事後の取消は、年次休暇を「承認」するという建前をとつていることに対応するものであるが、もともと年次休暇の争議行為への利用は年休権の行使としてはなしえないのであるから、ここに取消とは年休権が成立したものを遡つて効力を消滅させる意味のものではなく、もともと年休権が成立していないことを確認するにすぎないものである。
- (1) 争議行為は、労働者が要求貫徹のため、組織的かつ一時的に使用者の労務支配から離脱して双務契約としての労働契約を一時的に不履行にして集団力にえることを目的とするものである。これに対し、年次休暇は、労働契約が不あることをの供給のないところには原則として賃金がないのに拘わらず、労働者が有給のであるがないのには原則として賃金がないのに拘わらず、労働者が有給ので権利として労務の供給を免れることを認めるもので、あくまでも、労使間に正常な労使関係を破るものであるのに対し、年次保に、の労働契約が存続していることを条件とする制度しての労働契約が存続していることを条件とする制度しての労働契約が存続していることを条件とあるのに対しての労働対が存続を必要とするから、争議行為のためにものであるが年次保暇をいかなる目的に利用として自由であるというべきでない。
- (2) 本件においては、前記のとおり、一個の使用者(企業体)である被告県と一個の組合である県職組との間に紛争があつて、組合がその目的を貫徹するために本庁を闘争拠点に指定し、そこでの争議行為を支援するため、自己の統制下にある被告県の出先機関の組合員(原告ら)に年休権を行使させ、本庁での争議行為に参加しているによるを表した。 と仮定すれば、原告らは自己所属外の事業場の争議行為に参加しているにすぎないのではあるが、県職組は、組合としての統一体として、本庁を拠点としているを開めるが、県職組は、組合としての統一体として、本庁を拠点としている権のたる被告県の一個の事業の正常な運営を阻害するための争議行為を行っているを持ちた。 「他」という意義を表して、本来の年休権の行法である。
- (3) このように年次休暇を争議行為に利用してはならないというとき、同一企業内においては、自己の所属する事業場での争議参加と他事業場における争議参加を区別すべきではないが、仮にこの主張が容れられないとしても、次にのべるとおり本庁と原告らの所属部署とは同一事業場というべきであつて、原告らが本庁における争議行為に参加したことは、結局、年次休暇を利用して自己の所属する事業場の争議行為に参加したものといわざるを得ず、正当な年休権の行使ではない。
- の争議行為に参加したものといわざるを得ず、正当な年休権の行使ではない。 なお、同一事業場の認定は、①場所、建物が他の事業場から独立しているかどうか、②事業場といえるだけの規模ないし事務能力、労務管理能力をそなえているかどうか、③労働の態様が直近上級の事業場と一体をなし、組織的関連性の上から果して独立した事業場とみられるかどうか、④労基法による労使協定や意見聴取など日常の労使関係処理の場で労使が一つの事業場としての認識の上に立つ下属するととするのが妥当であるが、原告らの所属するといるできたかどうか、の各点を基準とするのが妥当であるが、原告らの所属がよる中央病院、脇町土木事務所、穴吹保健所、小松島農業改良普及所及び内職相談所はいずれも独立して全ての事務を処理する権限と能力を有しないものであり、直近上、の機構としての本庁各課の指揮命令と指導を得て事務処理をするものであったこれを右の基準に照らせば、本庁と原告ら所属の各部署は「一つの事業場」として考えるほかない。
- (4) さらに、地方公務員は地公法三七条一項によつて争議行為を禁止されているから、年休権を争議行為に利用したときは、個々の労働者の権利行使は違法な争議行為に埋没して独自の法的評価を受けえないこととなり、結局本来の適正な年休権の行使はないといわざるを得ない。
- (5) 三・二判決は、いわゆる一斉休暇闘争の実質は、年次休暇に名を藉りた同盟罷業にほかならないから、本来の年次休暇権の行使ではなく、したがつて使用者の時季変更権の行使もありえず、一斉休暇の名の下に同盟罷業に入つた労働者の全部について賃金請求権が発生しないことを判示している。右判示は一斉休暇闘争に例をとつて年次休暇に名を藉りた同盟罷業すなわち争議行為は、年次休暇と両立しないことを判示したものである。もつとも右判決は労基法三九条三項但書にいう「事業の正常な運営を妨げるか否かの判断は、当該労働者の所属する事業場を基準として決すべきもの」としているが、本件のような拠点闘争の場合には、統一体と

しての組合が同一企業の使用者の事業の正常な運営を阻害するため一体として争議 行為を行つているものであるから、これに参加した組合員は右企業内のいずれの事 業場の組合員であつても年休権の行使に名を藉り所属事業場で争議行為を行なつて いるものと同視すべきである。

(三) 以上のとおりであるから、各所属長の承認を得た原告らのーー・一三スト当日の年次休暇について、そのうち原告らが右ストライキに参加した同日の午前八時三〇分から午前九時一〇分までの間は正当な年休権の行使ということができず、県知事が右時間に対応する部分の年次休暇は不成立であることを確認する趣旨でその承認を取消して、原告らがこの時間を欠勤したものとして扱つたことは適法である。

3 本件給料及び勤勉手当額の算出の正当性

昭和四四年——月一三日午前八時三〇分から午前九時一〇分までを欠勤とした場合の給料及び勤勉手当額決定の計算は被告県の条例、規則によれば次のとおりであり、この計算結果に従つて被告は原告らの給料及び勤勉手当を算出の上、これを支給したものであるから、右措置に何らの違法はない。

(一) 一二月分給料

(二) 勤勉手当

四 抗弁に対する答弁

- 1(一) 1項(一)の事実中、原告らの各所属長が争議行為のために年次休暇を請求しても承認しないことを明らかにしていたこと及び本件年次休暇の承認につき取消権を留保していたことは否認するが、その余の事実は認める。
 (二) 同(二)の事実中、原告らが本件年次休暇を利用して一十十二三人表表
- (二) 同(二)の事実中、原告らが本件年次休暇を利用してーー・一三スト支援のため本庁における職場集会に参加したことは認めるが、それにより本庁の業務及び原告ら所属部署(事業所)の業務の正常な運営が妨げられたこと又はそのおそれがあつたことは否認する。
- 2 2項の主張は争う。
 - 三・二判決は、年次休暇について使用者の承認は何ら必要でなく、その利用目的

も自由で他の事業場の争議行為への参加目的であつても認められること、ただいわ ゆる一斉休暇闘争はその実質は年次休暇に名を藉りた同盟罷業にほかならないか ら、本来の年次休暇権の行使ではなく、したがつてこれに対しては賃金請求権は発 生しないが、右は当該労働者の所属する事業場においていわゆる一斉休暇闘争が行 なわれた場合についてのみ妥当しうること及び労基法三九条三項但書にいう「事業 の正常な運営を妨げる」か否かの判断は当該労働者の所属する事業場を基準として 決すべきものであること等を判示している。そして労基法三九条が原告ら地方公務 員に適用のあることは地公法五八条三、四項により明らかであるから、右判示はそ のまま原告らに妥当する。したがつて原告らの年次休暇について任命権者の承認は 必要でなく、被告県の休暇条例及び休暇規則に「職員はすべての休暇を受けるにつ きあらかじめ任命権者の承認を必要とする」旨の規定は、それが文字どおり任命権 者の承認を必要とするとの趣旨であるならば、労基法に違反し無効であるものとい うべく、年次休暇の承認の取消なるものもそもそもあり得ない。また、原告ら所属 の出先機関は場所的、機構的にみて本庁と同一事業場とは解されず、このことは原 告らの所属長が従前から年次休暇の承認、不承認を当該出先機関の事業の正常な運 営を阻害するかどうかによつて決している従前の運用からも明らかである。したが つて原告らが本庁の職場集会に参加したことは何ら本件年次休暇の成否に関係はなく、他に右年次休暇の成立が否定されるような理由は何もない。 3項の事実中、勤勉手当の算出方法及び原告ら(ただし原告 C を除く。 和四四年一二月五日支給された勤勉手当額並びに原告ら(ただし原告Dを除く。) の本来の一二月分給料月額がいずれも被告主張のとおりであることは認めるが、原告Cの支給された勤勉手当額は三万二六七四円、原告Dの本来の一二月分給料月額 は七万一四七八円である。 第三 証拠(省略)

理 由

一1 請求原因1項、2項(一)の各事実及び2項(二)の事実中、県知事が本件休暇日当日又はその日から数日の間に原告らの各所属長に指示して、右休暇日のうち午前八時三〇分から午前九時一〇分までの部分について年次休暇の承認を取消させ、右時間の不就労を欠勤として扱い、原告らの昭和四四年度一二月分の本来の給料(本件年次休暇の取消による欠勤扱いがなかつた場合の給料、以下これに準ずる。)から、別紙(一)給与カツト額給料欄記載のとおりの金員を減額支給したことは当事者間に争いない。

被告県の一般職員の勤勉手当額は、当時基準日に受くべき本来の給料、暫定手 当及び調整手当の各月額合計に期間率と成績率とを乗じて算出するものと定められ ていたこと(給与条例一一条の二、給与規則二四条)、昭和四四年一二月五日当時の原告Dを除く原告らの受くべき本来の給料月額が別紙(二)の二の同原告らの給料月額欄記載のとおりであること及び同日支給の勤勉手当については一般職員の成料月額欄記載のとおりであること及び同日支給の勤勉手当については一般職員の成 績率が特段の事情のない限り全員一率に一○○分の六一・一九と決定されていたこ とはいずれも当事者間に争いなく、原告らの暫定手当の月額が別紙(二)の二暫定 手当欄記載のとおりであること及び調整手当は当時原告らには支給されていなかつ たことは原告らにおいて明らかに争わないのでこれを自白したものとみなす。前記 のように原告ロの昭和四四年一二月分の給料カット額が当事者間に争いがないこと から原告Dの当時の本来の給料月額が別紙(二)の二の同人給料月額欄記載のとお りであることを推認することができる。ところで、前記欠勤扱いがなければ支給対 象期間皆勤であつた (この事実は被告の明らかに争わないところである。) 原告ら の期間率は一〇〇分の一〇〇とすべき場合であつたところ、右欠勤扱いによつて期間率を一〇〇分の九〇として計算支給されたものであることは当事者間に争いな く、前記の給料月額、暫定手当月額及び成績率を基礎とし、期間率を一〇〇分の ○○とした場合の勤勉手当額は別紙(三)の四計算欄記載のとおり(ただし円未満 切捨。以下同じ。)であり、これに対し期間率を一〇〇分の九〇とした場合の勤勉手当額は別紙(三)の三計算欄記載のとおりであることは計算上明らかであるか ら、結局、原告らは、前記欠勤扱いのために、右の差額分(別表(三)の四差額欄 参照)を本来の勤勉手当から減じた勤勉手当(すなわち別表(三)の三の金額)を 現実に支給されたものであることが認められる。 3 原告は右勤勉手当の減額支給は違法であるとして減額分の支払を請求するところ、被告は、勤勉手当額の決定は任命権者の裁量行為であつて任命権者の支給決定

により始めて確定債権として発生するものであるから、右減額分の請求は許されない旨主張するので、次に検討することとする。

1 原告らが別紙(一)年次休暇の届出日時欄記載の日に所定の手続に従い、同指定休暇日欄記載のとおり休暇日(及び期間)を特定して年休権を行使したところ原告らの各所属長がこれを承認したこと、県職組が昭和四四年度の公務員給与に関する人事院勧告の完全実施を要求する自治労全国統一行動の一環として県庁わたる時間である午前八時三〇分から一時間にわて昭和四四年一一月一三日始業時間である午前八時三〇分から一時間にわて明本のでのであると表表であると表表であるとであるとを計画にあり一一・一三スト当日の県庁舎出入口附近の本場にあると認められる乙第一一号証ないし第一五号証、成立に争いのないことが記められる乙第一一号証ない。同日及び同日及び同日の表示のと認められる乙第一一号証は、原告A、同日の及び同日を入口第五号証、に介護の全趣旨を総合すれば、本件年次休暇の承認からその取消にない。

(一) 指定体吸口傾記戦のとあり体吸口及び期間を指定記入して年体権行便の届出をなした。右届出に対し任命権者である県知事の委任を受けていた原告らの各所属長は右願簿に承認印を押捺し、或いは口頭によつて明示的に承認した者もあつたが、その外は一一・一三スト参加までに格別の異議も意思の表明もなかつたので、原告らは従前の例に従い年次休暇の承認があつたものとして、一一・一三スト当日その所属部署(いずれも被告県の統括的業務(本庁業務)が行なわれている県庁建物と別個の場所に存している出先機関であることは、前記認定及びその名称等より推認できる。)に出勤しなかつた。

(二) ーー・ー三スト当日原告らは前記年次休暇を利用して本庁における職場集会支援のため午前七時ごろから県庁舎に赴き支援の総評傘下の労働組合員らとともに本庁職員に職場集会参加を呼び掛けるとともに、県庁庁舎の各入口(おおむね被告主張の各出入口)でピケ責任者としてすわりこんだり、他組合員とスクラムを組

んで県庁職員及び外部から来る者の入構阻止(ただし通行証を一部の管理職に発行入構させた。)説得活動に従事した。右職場集会には四〇〇人ないし五〇〇人位の職員が参加したが、始業時間の午前八時三〇分になつても集会及びピケをとかないので、県当局はマイクを使つて職場集会中止、ピケ解除を数回警告し、さらに午前八時五〇分ごろには県総務部長名で県庁構外への退去命令が出されたが、組合員らはこれに応ぜず騒然たる状況になつた。よつて午前八時五五分ごろ予告の上、総務部長は警官隊導入を要請した。午前九時五分ごろ、機動隊が到着県庁舎正面のピケ隊を排除したため、午前九時一〇分ごろに職場集会は中止、ピケは解除となつた。なお、原告らは同日のその後の休暇時間は組合活動に従事した。

(三) 県知事は人事課の調査に基づき、同日からその二、三日後にかけて原告らの本件年次休暇のうち、同日午前八時三〇分から午前九時一〇分までの間の分は適法な年休権の行使にあたらないとして、人事課を通じて原告らの各所属長に右部分の承認の取消を電話で指示し、これに基づき各所属長は諸届願簿の原告らの当該欄にその旨記入、捺印する方法により本件年次休暇を一部取消した。 2 (年次休暇の性格とその利用目的による制限の有無)

労基法三九条の年次有給休暇制度は、憲法二五条の生存権の規定を実現す るために、同二七条二項の休息権の保障を具体化したもので、それは労働者にたい し人間らしい条件での休養と生活を営むための必要最少限の休暇を与えようとする ものであり、その目的を確実に実現するために、それを恩恵としてでなく労働者の 権利として確定したものである。したがつて年次休暇は労基法三九条一、二項の要 件が充足されたときは、当該労働者は法律上当然に右各項所定の年次休暇の権利を取得し、使用者はこれを与える義務を負うのであつて、労働者の請求をまつて始めて生ずるものではなく、また同条三項にいう「請求」とは、休暇の時季にのみかか る文言であつて、その趣旨は休暇の時季の指定にほかならないと解すべきである。 そして労働者がその有する休暇の始期と終期を特定して右の時季指定をしたとき 客観的に同条三項但書所定の事由が存在し、かつこれを理由として使用者が時 季変更権の行使をしないかぎり、右の指定によつて年次休暇が成立し当該労働日に おける就労義務が消滅するもので、年次休暇の成立要件として労働者による「休暇 の請求」や、これに対する使用者の承認の観念を容れる余地はないものと解するのが相当である(最高裁判所昭和四一年(オ)第八四八号、同年(オ)第一四二〇号、同四八年三月二日判決、民集二七巻二号一九一頁、同二一〇頁参照。)。また年次休暇の利用目的は労基法の関知しないところであり、休暇をどのように利用するない。 るかは使用者の干渉を許さない労働者の自由であるが、いわゆる一斉休暇闘争の実 質は、年次休暇に名を藉りた同盟罷業にほかならないから、その形式のいかんにか かわらず本来の年休権の行使ではないから、これに対する使用者の時季変更権の行 使もありえず、一斉休暇の名の下に同盟罷業に入つた労働者の全部について賃金請求権が発生しないこと、しかし右は当該労働者の所属する事業場においていわゆる ·斉休暇闘争が行なわれた場合についてのみ妥当しうることであり、他の事業場に おける争議行為等に休暇中の労働者が参加したか否かはなんら当該年次休暇の成否 に影響しないこと、労基法三九条三項但書にいう「事業の正常な運営を妨げる」か 否かの判断は、当該労働者の所属する事業場を基準として決すべきことは、いずれ _ も右判決の説くところである。

(二) (地方公務員に対する年次休暇権の適用)

ところで、原告らの本件年次休暇の請求(時季指定)に対し、被告が適法な時 季変更権を行使したとの主張立証はなく、かえつて右請求に対し各所属長が承認を 与えた(右承認は時季変更権を行使しない旨の意思表明と解するのが相当であ る。)ことは当事者間に争いがないから、本件被告の主張は適法な時季変更権を行 使したというのではなく本件年次休暇の行使はそもそも年次休暇制度のわくを外れ たもので、適法な年休権の行使にあたらないものとの趣旨と解せられる。もつとも 被告は取消権を留保して承認した旨主張し、成立に争いのない甲第四号証の四、 人Gの証言によれば、一一・一三ストに先立つ昭和四四年一一月一〇日ごろ被告県 の総務部長名で各出先機関の長等に対し右争議行為当日の年次休暇を承認する際に は、争議行為に参加したことが明らかとなつたときは、承認を取消すことを通告するよう通達が出されていることが認められる(ただし原告らに対し承認の際、個々 的にその旨明示したと認めるに足る証拠はない。)が、承認(時季変更権不行使の 意思表明)にそのような条件をつけるのは、年次休暇の性格から許されず、 うな条件を付してなくても年次休暇の行使が不適法であればその効果を事後に否認 できるとともに、そのような条件を付していてもその条件に該当する事実があつた との一事をもつて年次休暇承認の取消(年次休暇の効果の否認)ができるものでは ないから、以下原告らの本件年次休暇の行使が有給休暇としての効果を否認さるべ き場合にあたるか否かについて前記1の認定及び同2に考察した年次休暇の性格を 総合して検討することとする。

(一) 原告らは、その使用者である被告県の出先機関等の職員で、本庁を拠点とするーー・一三スト支援のためこれに参加したものであるが、前記認定によれば右ーー・一三ストにより本庁業務の正常な運営が一時的にもせよ阻害されたことは明らかである。そこで右業務阻害が原告ら所属の事業場の「事業の正常な運営を妨げる」場合にあたるか否か、さらには当該事業場の所属長の時季変更権を無意義なら

しめる態様の年休権の行使換言すれば年休権の行使に名を藉りた争議行為として年 休制度のわくを外れた不適法なものであるか否かが問題となる。けだし、労働関係 の当事者がその主張を貫徹する目的で行なう行為で、業務の正常な運営を阻害する 行為が争議行為と解せられるから、当該事業場における争議行為に年次休暇を利用 することは、争議行為の性質から一般的にいつて使用者の時季変更権を無視し、こ れと相容れないものというべきであるからである。

(二) そこで、本庁と原告らの各所属部署とが同一事業場であるかについて考察 を進めるが、原告B所属の脇町土木事務所、原告C所属の穴吹保健所、原告D所有 の小松島農業改良普及所及び原告E所属の内職相談所はいずれも本庁の関連部課と 相互に連絡をとり、その指示命令の下に業務を行つていることは、証人Gの証言により明らかである(原告A所属の中央病院はその業務の性質上本庁の担当課の一般 的な監督を受けるが、一応その業務は独立していることが推認せられる。)。しか しながら、一企業において、本店が支店と連絡をとり或いはこれを指揮命令して業 務を行うということは一般に行なわれているものであり、右のような抽象的な指示 命令関係があるというだけで本店と支店とが同一事業場であると判断すべきでない ことは当然である。年休権行使の許否を判断する単位としての事業場概念を考える場合は、その職場において相関連して一体をなす労働の態様が他の職場に対し一応 の独自性をもつか否かを考慮すべきであり、事業目的の独立性、場所及び建物の独 立、事務処理能力、職員数などの諸要素を総合して判断すべきであるが、前記認定 のとおり原告らの各所属部署の所在場所及び建物は本庁から分離独立しており、 の事業目的に一応の独自性が存在すること、年次休暇の承認(時季変更権不行使の 意思表明)は、当該事業場の「事業の平常な運営を妨げる」か否かの観点からなさ れることは、労基法三九条により明らかであるところ、原告らの任命権者である県 知事は各所属長に年次休暇の承認の権限を委託していることを総合すれば、本庁と 原告らの各所属部署とは別個の事業場であると認めるのが相当である。

したがつてーー・一三ストは本庁業務を阻害したにとどまり、 の各事業場の業務を阻害したことにはあたらない。被告は抽象的な指揮命令関係の 存在を以て本庁業務の阻害は所属事業場の業務阻害と同一視すべきであると主張す るものの如くであるが、その然らざることは三・二判決の趣旨より明らかである。 他に原告らが本件年次休暇の行使により所属事業場の「事業の正常な運営を妨げ」 たとか、そのような目的で所属事業場の争議行為に参加したと認めるに足る証拠は ない。もつとも証人Gの証言、原告A本人尋問の結果によれば原告A所属の中央病 院においては、本庁の職場集会とは別個に、一一・一三スト当日の午前八時三〇分 から約一時間にわたり、同病院勤務の県職組組合員約一〇〇名が職場を離れ、病院 近くの旅館において職場集会を開いたこと、右集会の参加者は年次休暇をとつてい なかつたことが認められるが、原告Aは、右職場集会に参加したものではなく年次 休暇の手続をとつて県庁におけるー・・ーニストに参加したものであるから、自己 の所属事業場の業務阻害をきたす争議行為に参加したものでないことは明らかであ る。

原告は、地方公務員たる原告らの一一・一三ストへの参加は、地公法三七 (四) 条一項の争議行為禁止に違反する違法行為であるから、原告らの個々の年休権の行 使は、争議行為という集団的な違法行為に埋没してしまい、年次休暇は成立しない 旨主張するが、前記のとおり、年次休暇の利用方法の問題は年次休暇制とは別の次 元においてその違法合法を検討すれば足りるのであつて、年次休暇を違法な行為に 利用したことにより、懲戒若しくは刑罰等の対象として問疑される場合のあること は別個の問題で、年次休暇の成否に何ら影響するところがない。

右のとおり、原告らが年次休暇を利用して本庁におけるー一・一三ストに参加 したことは、当日の原告らの年次休暇の成立を妨げるものではない。したがつて、 県知事が、争議行為への利用を理由に原告らの右年次休暇の一部を欠勤扱いし、給 与を減額して支給し、本来適用されるべき期間率より低い期間率をもつて計算して 動勉手当を支給した行為は違法であり、右減額及び差額分の給与等の支払並びにこれに対する弁済期後で訴状送達の翌日であることが記録上明らかな昭和四六年ーー 月七日から支払いずみまで民事法定利率年五分の割合による遅延損害金の支払を求 める原告らの請求は理由がある。なお、右給与等カツト額合計は別紙(一)減額給 料欄及び別紙(三)の四差額欄記載のとおりであり、その合計額は、原告Aが金二 三一七円、原告Bが金一七〇四円、原告Cが金四三三七円、原告Dが金四七〇八円 及び原告 E が金三八三一円となる。 三 (国家賠償法にもとづく慰藉料請求)

- るらにまた、原告A、同B、同C、同D及び同Eの各本人尋問の結果を総合すれば、県知事の前記違法行為の結果、原告らが自己の勤務成績評価の上で不利益な判断を受けるかもわからないとの不安を持ち、また組合活動上に困難を生じて精神的苦痛を被つたことを認定できないでもないが、これらの精神上の苦痛は、本件訴訟において県知事の行為の違法性が明らかにされたということを前提に前記減額及び差額分の支給を受けることによつて、おのずと慰藉されうるものと認むべきであり、他に減額分の支給を受けただけでは回復し難い精神上の損害を原告らが被むつていたと認定するに足る証拠はない。
- 3 したがつて、その余の点について判断するまでもなく、原告らの国家賠償法一条一項にもとづいて金五万円の支払いを求める慰藉料請求は理由がないものといわ ねばならない。

四 以上のとおり、原告らの本訴請求は、原告Aが金二三一七円、同Bが金一七〇四円、同Cが金四三三七円、同Dが金四七〇八円及び同Eが金三八三一円並びにこれらに対して昭和四六年一一月七日から支払済みに至るまで民事法定利率年五分の割合による遅延損害金の支払を求める限度において理由があるから、これを認容し、その余の請求は失当であるから、これを棄却し、訴訟費用の負担につき民事訴訟法八九条、九二条、九三条を、仮執行の宣言につき同法一九六条をそれぞれ適用し、主文のとおり判決する。

(裁判官 早井博昭 横田勝年 富田守勝)

別紙 (一) <18738-001>

- 1 年次休暇の届出日及び指定休暇日は昭和四四年一一月中のものである。
- 2 給与カツト額は、昭和四四年一二月分給料及び同年一二月五日支払いの勤勉手 当について、原告が主張する額である。 別紙(二)
- 一 職員の給与に関する条例(昭和二七年徳島県条例第二号)第一八条による勤務 一時間当りの給与の計算式
- 1時間分の給与= (給料月額+暫定手当の月額+調整手当の月額) × 1 2 月 ÷ 4 4 時間 × 5 2 週
- 二 本来の原告らの一二月分給料及び一二月分暫定手当(調整手当の支給はない。)
- <18738-002>
- 三 右二を右一にあてはめて計算したもの(欠勤一時間による給料カツト額) <18738-003>

別紙 (三)

- ー 勤勉手当額の計算式
- 支給額= (給料月額+暫定手当の月額+調整手当の月額) × (期間率×成績率) 二 勤務期間の区分に応じた期間率
- < 18738 004 >
- 三 期間率を一〇〇分の九〇とした場合の原告らの勤勉手当額の計算(基礎となる 給料及び暫定手当の額は別紙(二)の二記載のとおり。成績率は一〇〇分の六一・

一九) <18738-005> <18738-006> 四 期間率を-○○分の-○○とした場合の原告らの勤勉手当額の計算(末尾の差額欄の数額は、期間率を-○○分の九○として計算した場合との差額) <18738-007>